家庭ごみの有料化に関するこれまでの国の方針

内容
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について
・ 一般廃棄物の処理手数料の徴収
市町村は、廃棄物の処理については、そのコストを負担する
という意識が廃棄物の減量化に資するものであることも踏ま
え、適正な額の手数料を徴収するようにすること。その際は、
廃棄物の処理には相当の費用がかかるものであることを説明し
無料という考え方をなくすよう理解を求めることと記載。

循環型社会へ向けた動き

平成4年に国際会議「地球環境サミット」が開催され、その後、地球環境問題は世界の共通テーマとなった。

日本においても、90年代には、環境と経済を統合した持続可能な発展を指向する「循環型社会」という考え方が提起され、21世紀の経済社会の在り方とされた。

環境への関心の高まりとともに、人々の自発的な活動が盛んに行われるようになり、事業者においても、循環型社会に向けての製品への配慮、循環型社会ビジネスなどが発展してきた。

平成 12 年には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、この基本法と一体的に、廃棄物・リサイクル関連法が相次いで制定されるなど、循環型社会 形成に向けた取り組みを推進する法的基盤の整備も行われるようになった。

平成8年12月

事業系ごみの全面有料化実施

多摩地域における家庭ごみの有料化の実施

平成 12 年 10 月に日野市で家庭ごみの有料化が実施され、平成 22 年 3 月現在 26 市のうち 19 市で実施されている。

平成13年5月環境省告示

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るための基本的な方針

・地方公共団体の役割の項目において、必要に応じて手数料の徴収を行うものとすると記載。

平成 14 年 11 月中央環境審議会

今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)

・ 排出者責任の見直しの方向性において、一般廃棄物については 国民も排出者としての責務を認識し、排出抑制に努め、地方公 共団体が行うごみ有料化を通じた費用負担等に努めることが 重要である。

平成17年2月中央環境審議会

循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方 について(意見具申)

- ・ 一般廃棄物の発生抑制や再使用を進めていくためには、経済的 インセンティブを活用することが重要である。一般廃棄物の発 生抑制等に有効な手段と考えられ、一定の減量効果が確認され ていることから、国が方向性を明確に示した上で、地域の実情 を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。
- ・ 国においては、ガイドラインを取りまとめることにより、有 料化を行う市町村の取り組みを支援していくことが望まれる。

平成 17 年 5 月 環境省告示

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るための基本的な方針

・ 市町村の役割として、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平 化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであると記載。

平成 19 年 6 月

「一般廃棄物処理有料化の手引き」を都道府県・市町村に通知。

第2次循環型基本計画の策定 (平成20年3月)

循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けての各取組を統合的に推進し、 持続可能な社会を実現する方針を打ち出した。

平成 22 年 12 月 環境省告示

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るための基本的な方針

・循環型社会への転換をさらに進め、低炭素社会との統合の観点 にも配慮して取り組むことが必要などと記載。

参考:東京の資源循環 2010